

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 宅川靖次

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第41号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」ほか議案1件、請願1件であります。また、継続審査となっております請願2件も議題といたしました。

当委員会は、去る6月20日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案第41号については承認、また議案第47号については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第41号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大する改正を行ったものであり、事務執行上、急を要したため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは、低所得者にあたる軽減対象世帯が拡大したことに関連して平成29年度の国民健康保険料が下がっている要因についての質疑があり、理事者からは平成28年度決算見込みの状況から、保険給付費について被保険者数の減少、ならびに診療報酬のマイナス改定等の影響により当初の想定を下回る状況となり収支で黒字になったこと、また前年度までの繰越金の一部を加えることで保険料引き下げの財源にしたとの説明を受けました。委員からは、数年、財政運営の安定が続いていたのであれば、昨年度も保険料の減額を実施できたにも関わらず、今年度だけ保険料が下がることに対して違和感を感じる、今後の財政運営をどのように考えているのかとの質疑がありました。理事者からは、来年度からの国民健康保険新制度についての説明があり、本市の負担がどの程度になるか現状では不透明であるが、国民健康保険加入者の保険料負担が過大とならないよう繰越金または財政調整基金等の活用により保険料負担の抑制に努めて参りたいと考えているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第47号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。個人番号の独自利用事務として、子どもはぐくみ医療費の助成及び重度心身障害者等に対する医療費助成に関する事務を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、マイナンバーの取扱いについて他市では人的ミスによりマイナンバーが漏洩している状況から、国の指示などによりマイナンバーの利用事務の範囲を広げることに對して懸念があることを市として示すべきであり、國に對して要望することも考えていただきたいとの意見がありました。理事者からは、個人情報漏洩はあってはならないことであり、マイナンバー利用事務に對しての議論は今後全国的にも出てくると思われるので市としては動向を見ながら対応していきたいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。